

○運転免許事務取扱規程の運用について（例規）

平成元年 12 月 21 日
兵警運例規第 35 号

運転免許事務取扱規程の運用についてを下記のように定め、平成 2 年 1 月 1 日から実施する。
なお、運転免許関係事務取扱規程の運用について（昭和 42 年兵警運例規第 9 号）は、廃止する。

記

第 1 趣旨

この要領は、運転免許事務取扱規程（平成元年兵庫県警察本部訓令第 26 号。以下「規程」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 運用上の留意事項

1 免許（第 2 章関係）

(1) 免許等の申請の受理（第 3 条関係）

ア 交通部運転免許試験場長（以下「試験場長」という。）が、運転免許（以下「免許」という。）の申請を受理するものとする。ただし、兵庫県道路交通法施行細則（昭和 35 年兵庫県公安委員会規則第 11 号。以下「細則」という。）第 14 条第 1 項第 3 号の規定により警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察署及び警察署分庁舎で行う運転免許試験（以下「免許試験」という。）を受けようとする者の免許の申請は警察署長（以下「署長」という。）が受理するものとする。

イ 試験場長は、初心運転者期間が経過する直前又は直後に初心運転者講習の通知を受けた者から、初心運転者期間経過後再試験の通知を受けずに再試験の受験の申請があったときは、書面によりその経過を明らかにするとともに、再試験の通知を行った上、再試験の受験の申請を受理するものとする。

ウ 試験場長は、規程第 5 条第 4 項の規定による通報を受けた時点において、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 90 条第 5 項若しくは第 6 項又は第 103 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による行政処分の基準に該当していると認めるときは、当該行政処分上の手続を先行させるものとする。

(2) 受験（登録）票等の交付（第 4 条関係）

ア 法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号若しくは第 5 号又は道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 34 条の 4 第 2 項の規定により免許試験の一部を免除する者については、当該免除に係る免許の種類を 1 枚の規程第 4 条に規定する受験（登録）票に記載して作成するものとする。

イ 運転免許申請書（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「規則」という。）別記様式第 12）、質問票（規則別記様式第 12 の 2）、受験（登録）票及び規程第 4 条に規定する電算入力票（以下「運転免許申請書等」という。）並びに規程第 3 条に規定する運転免許申請書（仮免許用）（以下「仮免許申請書」という。）及び規程第 4 条に規定する仮運転免許試験受験票（以下「仮免許受験票」という。）は、免許の申請者に交付し、次の事項を教示するものとする。

（ア）試験場長が受理した場合を除き、運転免許申請書等及び申請用写真は、申請した免許に係る免許試験の期日に細則第 14 条に規定するそれぞれの試験の場所に持参して受験すること。

なお、仮運転免許試験を受験するときは、運転免許申請書等及び申請用写真のほか仮免許申請書及び仮免許受験票も併せて持参するとともに運転免許申請書及び受験（登録）票は、免許試験を受験するまでの間保管しておくこと。

（イ）免許試験に合格したときは、当該免許試験に合格した日に運転免許証（規則別記様式第 14。以下「免許証」という。）又は仮運転免許証（規則別記様式第 15。以下「仮免許証」という。）の交付の申請を受理するので、申請用写真（兵庫県自動車運転免許試験場又は但馬運転免許センターにおいて免許試験を受ける場合を除く。）及び免許の種類ごとに定められた令第 43 条第 1 項に規定する免許証交付手数料をあらかじめ用意すること。

（ウ）免許を現に受けている者は、当該免許に係る免許証又は仮免許証（以下「免許証等」という。）

を持参すること。

(エ) 免許を受けようとする者が、その受けようとしている免許によって運転することができる自動車等に相当する本邦の域外にある国若しくは地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有するものであるときは、その者の当該免許証、日本語による当該免許証の翻訳及び当該免許取得後の発給国における滞在期間が通算して3箇月以上あることを証明する書類（旅券等）を持参すること。

(3) 合格者の登録（第8条関係）

免許試験に合格した者について、交通部運転免許課長（以下「免許課長」という。）が運転者管理システムに対し登録を行う場合は、当該登録は免許の拒否又は保留の処分（以下「免許の拒否等処分」という。）の基準に該当するか否かの照会及び各種手配の照会を兼ねるものとする。

(4) 限定解除審査等（第9条関係）

ア 限定解除審査及び条件解除審査（以下「限定解除審査等」という。）の申請の受理は、署長が行うものとする。ただし、自動車等の運転について必要な技能又は知識に関する審査を伴うものの申請は、試験場長が受理するものとする。

イ 限定解除審査等のうち、次に掲げるものは、署長が行うものとする。この場合において、(イ)の技能審査合格証明書の有効期間は、技能審査に合格した日から起算して3箇月間とし、本県内外を問わず、いずれの指定自動車教習所（以下「教習所」という。）が発行したものでも有効なものとして取り扱うものとする。

(イ) 眼鏡等の条件を付した者に係るその条件の解除又は変更

(イ) 教習所の発行に係る有効な技能審査合格証明書を有する者に係る限定の解除又は変更

(5) 申請による免許の条件の付与等（第9条の2及び第9条の3関係）

ア 申請による免許の条件の付与等の審査（以下「申請条件付与等審査」という。）の申請の受理は、免許課長又は署長が行うものとする。ただし、自動車等の運転について必要な技能又は知識に関する審査を伴うものの申請は、試験場長が受理するものとする。

イ 申請条件付与等審査のうち、教習所の発行に係る有効な技能審査合格証明書を有する者に係る当該条件の変更は、免許課長又は署長が行うものとする。この場合において、技能審査合格証明書の有効期間は、技能審査に合格した日から起算して3箇月間とし、本県内外を問わず、いずれの教習所が発行したものでも有効なものとして取り扱うものとする。

(6) 新規免許証の作成要領等（第13条関係）

ア 免許試験に合格した後交付される免許証（以下「新規免許証」という。）は、合格者を直接撮影する方法又は合格者の受験（登録）票に貼り付けた申請用写真を複写撮影する方法により作成するものとする。

イ 仮免許証（教習所において教習を受ける者（以下「教習生」という。）に係るものを除く。）は、仮免許証用紙に所定事項を記入した上、合格者の申請用写真を貼り付け、作成するものとする。

ウ 教習所の教習生に係る仮免許証は、次により作成するものとする。

(ア) 教習所の管理者から一括して、規程第13条第1項ただし書所定の書類の提出を受け、前記イの要領により作成すること。この場合に、仮免許証用紙への記入は、本籍欄は都道府県名のみを、住所欄は教習生の住所を記載するものとする。

(イ) 遠隔地にある教習所の教習生に係る仮免許証については、当該教習所の所在地を管轄する署長が作成することができる。

エ 交付日の指定等は、次により行うものとする。

(ア) 規程第13条に規定する運転免許手数料事務処理票（以下「事務処理票」という。）は、次の表の取扱区分に係るものを使用して、それぞれ毎日その日に受理したものを取りまとめて記載すること。

作成主体	取扱区分	作成する事務処理票	備考
運転免許課（以下「免許課」とい	再交付 更新交付	手数料収入用・送付 （交付）用	送付（交付）用の事務 処理票により免許証

う。)			を交付する。
運転免許試験場（以下「試験場」という。）	新規交付	手数料収入用・送付（交付）用	送付（交付）用の事務処理票により免許証等を交付する。
	仮免許	手数料収入用	
警察署	新規交付	手数料収入用・作成依頼用・送付（交付）用	作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票を試験場長に送付する。
	再交付		作成依頼用及び送付（交付）用の事務処理票を免許課長に送付する。
	更新交付		

(イ) 警察署で交付する免許証の交付予定日は、特に指示するもののほか、免許証等の交付申請を受理した日の2週間後に対応する曜日から3週間後に対応する曜日までの間において再交付、更新交付は免許課長及び署長（以下「免許課長等」という。）が、新規交付は試験場長及び署長が指定すること。

(ウ) 警察署で行った免許試験の合格者に係る申請用写真及び受験（登録）票は、その日の取扱いに係るものを取りまとめ、翌日に発送すること。

(エ) 交通部長が定める様式の運転免許証交付手数料納入書及び規程第13条に規定する仮運転免許証交付手数料事務処理簿は、その日の取扱いに係るものを取りまとめ、交通部長が定める様式の運転免許証交付等手数料総括表を添付の上、毎会計年度ごとに受理した日の順に編てつし、当該会計年度終了後1年間保存すること。

(オ) 手数料収入用の事務処理票は免許課長、試験場長及び署長が、作成依頼用の事務処理票は免許証作成後免許課長及び試験場長が、送付（交付）用の事務処理票は免許課長等が、新規交付又は仮免許の区分に応じ、それぞれ毎会計年度ごとに受理の日の順に編てつして、当該会計年度終了後1年間（送付用の事務処理票にあっては、5年間）保存すること。

オ 免許課長は、更新交付、再交付に係る交通部長が定める様式の免許証カード受払簿を備え付け、免許証カードの受入れ、使用、き損等の状況を毎日記載し、常に収支を明確にしておくものとする。試験場長は、新規交付に係る免許証カード受払簿及び交通部長が定める様式の仮運転免許証用紙受払簿を備え付け、免許証カード及び仮免許証用紙の受入れ、使用、毀損等の状況を毎日記載し、常に収支を明確にしておくものとする。この場合において、教習所に係る仮免許証用紙については、各教習所ごとに区分しておくものとする。

カ 免許証等の交付は、次により行うものとする。

(ア) 前記ウの(イ)に掲げる遠隔地にある教習所に係る仮免許証の交付は、当該教習所の所在地を管轄する署長が行うこと。

(イ) 署長は、免許証を交付したときは、送付（交付）用の事務処理票の免許証交付年月日を記載し、受領者欄に当該免許証の交付を受けた者の署名等を徴すること。

(ウ) 署長は、交付予定日に交付を受けなかった者の免許証を、次の表の取扱区分に係る保管期間が満了するまで保管するとともに、その者に対し受領を促すなど早期交付に努め、やむを得ず交付できなかったときは、保管を終わった日の翌日（翌日が休日の場合は、その翌日）に、交通部長が定める様式の未交付運転免許証送付書を添付の上、新規免許証については試験場長に、再交付免許証及び更新免許証については免許課長にそれぞれ送付すること。

取扱区分	保管期間
新規交付	交付予定日から1週間
再交付	交付予定日から1週間
更新交付	交付予定日から翌月末日まで

(エ) 免許課長及び試験場長は、前記(ウ)により免許証の送付を受けたとき又は自ら交付すべき免許証等で未交付となっているものがあるときは、その者の受領を促すなど早期交付に努め、なおやむを得ず交付できなかつたときは、その経過を交通部長が定める様式の未交付免許証受払明細簿で明らかにするとともに、次の表の取扱区分に係る措置を採った後、取扱区分に係る保管期間が満了するまで当該免許証等を保管すること。

取扱区分	措置	保管期間
新規交付	一時抹消登録	試験合格日から1年間
再交付	再交付記号修正登録	有効期間満了日から6箇月間
更新交付	—	有効期間満了日から6箇月間

(オ) 試験場長は、新規免許証を交付又は送付する場合において、当該新規免許証の交付を受ける者が法第71条の4第3項から第6項まで又は法第71条の5第1項に該当する者であると認めるときは、当該免許証備考欄に所要の事項を記載すること。

(7) 免許証等の再交付（第15条関係）

ア 再交付の登録については、前記(3)の規定を準用する。

イ 免許証等の作成要領、交付日の指定等及び交付要領については、前記(5)の規定を準用する。この場合に、使用する事務処理票は、同(5)のエの(ア)の表の再交付に係るものを使用するものとする。

ウ 亡（滅）失を理由とするものについては、その状況を明らかにした交通部長が定める様式の運転免許証亡（滅）失理由書を提出させて、交通警察官が事情聴取を行うなど亡（滅）失理由の確認に当たるものとする。

エ 署長は、亡（滅）失の場合又は汚（破）損により免許証の記載内容が確認できない場合は、免許課長に電話照会の上、当該記載内容を確認するものとする。

オ 免許課長等は、免許証の有効期間が満了する日の1箇月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に免許証の再交付の申請があったときは、前記ウによるほか、免許の更新措置を採るものとする。

(8) 免許証の更新（第16条関係）

ア 更新に係る免許の登録については、前記(3)の規定を準用する。

イ 更新に係る免許証の作成要領、交付日の指定等及び交付要領については、前記(5)の規定を準用する。

ウ 適性検査の結果、その者の免許に付されている条件を解除し、又は新たに条件を付し、若しくは変更する必要があるときは、その者の免許証に当該事由の記載及び法第93条の2の規定による記録（法第93条の2の規定による記録にあっては、同条の規定による記録が行われたものに限る。）を行うほか、運転免許証更新申請書（規則別記様式第18）及び規程第16条に規定する更新登録票にも同様の事由を記載しておくものとする。

エ 免許課長等は、交付予定日までに更新に係る免許証（以下「旧免許証」という。）の有効期間が満了するときは、更新に係る新たな免許証（以下「更新免許証」という。）が交付されるまでの間の措置として、更新免許証の交付予定日の翌日までを限度として、有効期間を延長するものとする。

オ 免許課長等は、更新免許証を郵送により交付するなどのため、旧免許証と引換えに交付し難い場合は、旧免許証は郵送に必要な日数を限度として、有効期間を延長するものとする。

カ 前記エ及びオにおける旧免許証の有効期間は、当該旧免許証に記載した日までとみなす。

キ 免許課長等は、免許証の更新時に初心運転者取消手配者（再試験に不合格となった後逃走等の理由により即時に運転免許取消処分を執行できなかつた者又は再試験不受験による意見の聴取の通知到達後30日経過後においても意見の聴取に出頭しなかつた者のうち初心運転者取消手配登録をされたものをいう。）又は再試験該当者を発見したときは、速やかにその旨を試験場長に通報するものとする。

(9) 免許証の特例更新（第17条関係）

免許証の更新期間前における免許証の更新については、前記(7)の規定を準用するほか、申請の理

由を証するに足る書類（出張証明書、医師の診断書等）を提出させ、事実を確認するものとする。

(10) 更新の申請の特例（第 17 条の 2 関係）

優良運転者が住所地を管轄する公安委員会以外の公安委員会（以下「経由地公安委員会」という。）を経由して提出した経由申請書（規則別記様式第 18 の 3）及びこれに添付等された書類の送付を受けた免許課長は、添付された申請用写真を複写撮影する方法により当該申請に係る免許証を作成し、送付（交付）用の事務処理票に署名等を徴した上、当該申請者に交付するものとする。

2 免許の拒否等（第 3 章関係）

(1) 弁明調書の送付等（第 22 条関係）

規程第 22 条に規定する前歴通知書は、免許を受けた者が当該免許を受ける前にした直近の違反行為に係る累積点数に基づき、点数制度により免許の取消処分又は免許の効力の停止処分（以下「免許の取消し等処分」という。）を行う場合における令別表第 3 の備考の一の 3 又は 4 に掲げる前歴とみなすことを通知するものであるので、前歴通知書を交付するときは、口頭で交通違反等の内容、行政処分を受けることとなる累積点数等について簡単に説明した上、本人の自制心を促すこと。この場合に、その者から事案の不存在等について申出があったときは、事情を聴取するほか、署長は免許課長に再調査を依頼するなど必要な措置を採るものとする。この場合において、免許課長は、試験場長に調査事項等を通報するものとする。

(2) 運転免許拒否・保留処分通知書の訂正（第 24 条関係）

呼出し指定月日以外の日に免許の拒否等処分を執行するときは、執行の日を訂正するほか免許を拒否するものにあつては指定欠格期間の始期を、免許を保留するものにあつては免許の保留の期間の始期をそれぞれ訂正し、運転免許拒否・保留処分通知書（規則別記様式第 13 の 3。以下「拒否等処分通知書」という。）を交付するものとする。ただし、免許の取消し等処分と免許の拒否等処分を同時に行う場合の免許の拒否後の指定欠格期間又は免許の保留の期間は、前記により始期を訂正するほか、終期についても運転免許取消・停止処分書（規則別記様式第 19 の 3 の 3。以下「取消し等処分書」という。）と同じものに訂正し、交付するものとする。

(3) 処分を受けた者に対する教示（第 24 条関係）

署長は、拒否等処分通知書を交付したときは、次に掲げる区分に従い、免許の拒否等処分の効果及び当該免許の拒否等処分が終わった後の手続等について教示するものとする。

ア 免許を拒否したとき。

(ア) 免許の拒否の処分を受けた日から起算して、公安委員会が指定する期間内は、免許試験を受けることができないこと。

(イ) 免許の拒否の処分を受けた後において、自動車等の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したときは、更に免許の拒否等処分を受けることがあること。

(ウ) 取消処分者講習を終了しなければ、免許試験を受けることができないこと。

イ 免許を保留したとき。

(ア) 免許証は、免許の保留の処分の期間が満了した後において交付されること。

(イ) 法第 108 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する講習（以下「停止処分者講習」という。）を受け、免許の保留の期間の短縮を受けることができること。

(ウ) 停止処分者講習を受ける場合は、講習手数料を持参すること。

(エ) 免許の保留の処分の期間が満了するまでは、免許試験を受けることができないこと。

(オ) 免許の保留の処分の期間内に自動車等の運転に関し、法若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反したときは、更に免許の拒否等処分を受けることがあること。

(4) 保留に係る免許証の処理（第 25 条関係）

ア 署長は、免許の保留の処分を終了した者を電話により免許課長に即報するものとする。この場合において、免許課長は、試験場長に通報するものとする。

イ 免許課長からの通報を受けた試験場長は、免許の保留の処分を受けた者のうち、停止処分者講習を終了し、翌日以降の免許の保留の期間の全部を短縮された者に対し、免許証を交付したときは、その者から交通部長が定める様式の運転免許証受領書を徴し、これを署長に送付するものとする。

ウ 署長は、前記イにより運転免許証受領書の送付を受けたときは、これをその者の氏名、住所等を記載した送付（交付）用の事務処理票（署長が行う免許試験に合格した者については、手数料収入用の事務処理票）の裏面にはり付けて保存するものとする。

3 免許の取消し等（第4章関係）

(1) 違反等登録、仮登録及び処分の上申（第28条、第28条の2及び第29条関係）

違反等の登録は、次に掲げる事項に留意し、迅速かつ的確な内容の登録に努めるものとする。

ア 登録票作成責任者等の指定

(ア) 警察本部の交通取締りを担当する所属長、警察本部の交通事故捜査を担当する所属長（以下「事故捜査担当所属長」という。）及び署長（以下「署長等」という。）は、交通関係の事務処理に従事する警察職員の中から違反登録票（取締り原票及び規程第28条に規定する行政処分原票をいう。以下同じ。）、規程第28条に規定する人身事故用行政処分原票及び規程第28条に規定する重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票の作成責任者（以下「登録票作成責任者」という。）をそれぞれ指定し、違反登録票、人身事故用行政処分原票及び重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票（以下「違反等登録票」という。）の正確な作成を一元的に行うように努めること。

(イ) 署長等は、違反等登録票を迅速に作成し、送付するため、交通担当の幹部の中から違反等登録票の審査責任者（以下「登録票審査責任者」という。）をそれぞれ指定し、違反等登録票及び違反報告書の照合審査並びに職員の指導教養に当たらせること。

(ウ) 署長等は、登録票作成責任者及び登録票審査責任者を指定し、又は変更したときは、速やかにその者の職名、階級及び氏名を免許課長に通報すること。

イ 違反等登録票の送付

(ア) 違反登録票は、交通事故（自動車等の交通による人の死傷又は物の損壊をいう。以下同じ。）を伴わない一般違反行為（令別表第2の1の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは特定違反行為（令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。以下同じ。）のうち送致を必要と認めるもの又は交通切符制度、交通反則通告制度及び基礎点数付与制度実施規程（平成29年兵庫県警察本部訓令第24号）により交通切符により送致し、若しくは反則切符若しくは点数切符により告知したものについて作成すること。この場合において、当該違反登録票は、原則として違反日の翌日から起算して5日以内に免許課長に送付すること。

(イ) 人身事故用行政処分原票は、交通事故（自動車等の交通による人の死傷に限る。）を伴う一般違反行為又は特定違反行為があった場合に作成すること。この場合において、当該人身事故用行政処分原票は、原則として交通事故の発生日の翌日から起算して10日以内に免許課長に送付すること。

(ウ) 重大違反唆し等・道路外致死傷行政処分原票は、一般違反行為又は特定違反行為に係る重大違反唆し等（法第90条第1項第5号に規定する重大違反唆し等をいう。以下同じ。）があった場合又は道路外致死傷（法第90条第1項第6号に規定する道路外致死傷をいう。以下同じ。）があった場合に、当該原票の作成に必要な事項等が判明した段階で速やかに作成し、免許課長に送付すること。

(エ) 警察署等コード又は事件番号は、別に定める。

ウ 違反等の仮登録は、違反等登録票の送付対象事案のうち違反事実が十分に立証できる次に掲げる事案（仮停止及び準仮停止を適用した事案を除く。）については、事案に係る者を発見した翌日（休日の場合はその翌日）の午前中までに交通部長が定める様式の仮登録上申簿に基づき電話により、免許課長に速報するものとする。

(ア) 令別表第2に掲げる違反行為に対する基礎点数が6点以上の違反行為で免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の3箇月前から42日前までの事案

(イ) 法第2条に規定する車両による死亡事故又は人身事故のうち、被害者の傷害の程度が15日以上（被害者が複数の場合は、最も重い傷害の程度が15日以上）の事故で免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の6箇月前から42日前までの間の事案

エ 免許を受けた者が、法第103条第1項第1号から第3号まで又は第8号の規定のいずれかに該当

することとなったときは、事案に係る者を発見した日から起算して7日以内に規程第29条に規定する危険性帯有等行政処分上申書に違反報告書その他の関係書類を添付して行政処分の上申を行うこと。

(2) 処分の決定（第31条関係）

ア 本部長又は交通部長が行う90日以上免許の停止処分の決定のうち、本部長にあつては法第103条第1項第8号に係る免許の停止処分（以下このアにおいて「本部長による処分」という。）を、交通部長にあつては本部長による処分以外の免許の停止処分を、それぞれ決定するものとする。

イ 免許課長は、免許の取消し等処分が決定された者（以下「被処分者」という。）については、処分内容に応じ、交通部長が定める様式の出頭通知書又は交通部長が定める様式の出頭方通知書により被処分者に通知するとともに、取消し等処分書を交付して、当該免許の取消し等処分を執行するものとする。

ウ 免許課長は、被処分者の不出頭その他の理由により免許の取消し等処分の執行ができなかったときは、被処分者の住所地を管轄する署長に対し、速やかに取消し等処分通知書を送付し、その執行を依頼するものとする。

(3) 処分の猶予（第32条関係）

免許課長は、免許の停止処分を猶予するときは、その者に出頭を求め、今後違反行為のないよう説諭するとともに、規程第32条に規定する誓約書を徴するものとする。

(4) 処分の執行（第34条関係）

ア 署長は、被処分者が前記(2)のイに規定する行政処分の執行のための通知書の期日に出頭しなかったときは、速やかに被処分者の住所に赴いて直接交付するほか、被処分者の再出頭を求めるなどの方法により積極的に行政処分の執行に努めるものとする。この場合においては、交通部長が定める様式の所在調査・呼出状況書により、その経過を明らかにしておくものとする。

イ 免許課長等は、免許の取消し等処分を執行しようとするときは、被処分者に対し口頭で免許の取消し等処分の理由を簡単に説明した上、取消し等処分書を交付するものとする。この場合に、被処分者が事案の不存在、事実誤認又は累積点数に疑問があるとして、当該取消し等処分に納得し難いとの申出があったときは、被処分者から事情を聴取するほか、署長にあつては、免許課長に再調査を要請するなど必要な措置を講じ、円滑な処分の執行に努めるものとする。

ウ 署長は、取消し等処分書の日以外の日に当該取消し等処分書を交付したときは当該取消し等処分書の通知の日を、免許の取消し処分をするものについては指定欠格期間の始期及び終期を、免許の停止処分をするものについては当該免許の停止処分の期間の始期及び終期をそれぞれ訂正し、前記2の(2)の例に準じて処理するものとする。

(5) 処分執行の通報（第35条、第36条関係）

ア 署長は、停止処分者講習を終了し、免許の停止処分の期間を短縮した者についての短縮通報を要しない。

なお、短縮に係る登録は、免許課長が処理することとなるから、停止処分者講習の受講の申出を受理したときは、規程第36条に規定する違反事故処分・短縮・手配登録票、規程第36条に規定する違反外処分・短縮・手配登録票又は規程第22条に規定する運転免許拒否・保留等処分処理票を取消し等処分書又は拒否等処分通知書に添付の上交付し、受講の際持参するように教示するものとする。

イ 免許課長は、免許の取消し等処分を執行した旨の通報があったときは、その旨を運転者管理システムに対し登録するものとする。

(6) 執行不能の場合の措置（第37条関係）

免許の取消し等処分の執行の不能の通報に当たっては、被処分者の所在を調査し、規程第37条に規定する運転免許取消・停止処分執行不能通報書の理由欄に転出先等を付記するものとする。

(7) 処分の移送（第38条及び第38条の2関係）

行政処分の移送に関する事務は、免許課長が処理するので、署長等が速やかに規程第28条又は第29条の措置を採るものとする。

(8) 仮停止（第39条関係）

法第103条の2第1項に規定する免許の効力の停止（以下「仮停止」という。）は、次に掲げる事

項に留意して迅速かつ的確に処理しなければならない。

ア 署長は、仮停止の処分をした直後に弁明の機会を付与すること。

イ 免許課長は、事故捜査担当所属長又は署長（以下「事故捜査担当所属長等」という。）からの規程第 39 条に規定する仮停止事案発生即報書により速やかに当該仮停止事案に係る仮停止の処分の適否について決定すること。

ウ 事故捜査担当所属長等は、仮停止事案に係る者が他の都道府県公安委員会（以下「他府県公安委員会」という。）の管轄区域内に住所を有する者であるときは、前記アの措置を採った後、その者の住所地を管轄する他府県公安委員会に連絡し、当該仮停止事案に係る意見の聴取の日時、場所及び文書の番号の指定を受け、所定の規程第 39 条に規定する意見の聴取通知書を交付すること。

エ 事故捜査担当所属長等は、前記イの免許課長からの決定の通知により、意見の聴取通知書に意見の聴取の日時、場所、処分をしようとする理由等必要事項を記載するとともに、当該意見の聴取通知書の下部に、公安委員会又は本部長からの依頼を受けて通知する旨記載し、その者に交付すること。

オ 事故捜査担当所属長等は、仮停止をした事案については、人身事故用行政処分原票及び違反報告書を免許課長に送付すること。ただし、当該仮停止事案に係る者の住所地が他府県公安委員会の管轄区域内にあるときは、これを直接当該他府県公安委員会へ送付すること。

カ 免許課長は、前記オのただし書の規定にかかわらず、仮停止事案のすべてについて違反等の登録を行うこと。

(9) 準仮停止（第 40 条関係）

ア 準仮停止は、法令上規定された制度ではないが、交通違反又は交通事故を起こした者のうち、点数制度による点数計算上免許の取消処分に該当する者について、早期に意見の聴取手続を行い、行政処分を執行し、道路交通の安全を図ろうとするものであるから、迅速かつ的確に処理するものとする。

イ 準仮停止の対象事案は、本県に住所を有する運転者による交通違反又は交通事故のうち、犯罪事実が明白である次の表に掲げるものとする。

種別	適用事案
前歴の必要なし	1 仮停止対象のうち仮停止できなかった死傷事故 2 仮停止対象以外の一方的過失死亡事故 3 酒酔い運転 4 酒気帯び運転（0.25 ミリグラム以上） 5 種別外及び処分中の無免許運転 6 妨害運転（著しい交通の危険）（死傷事故を伴うものを除く。） 7 妨害運転（交通の危険のおそれ）
1 年以内に処分を有するもの	1 過失率 60 パーセント以上の死亡事故 2 一方的過失重傷事故 3 酒気帯び運転（0.15 ミリグラム以上 0.25 ミリグラム未満） 4 速度（60 キロ以上）超過 5 大型自動車等無資格運転
その他	社会的反響の大きい交通違反又は交通事故

ウ 署長等は、準仮停止事案を処理するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 事案の内容を審査し、準仮停止の対象事案であると認めたときは、交通違反の場合は交通切符の取締り原票（6 枚目）又は行政処分原票により、交通事故の場合は仮停止事案発生即報書を使用して電話により速やかに処分の依頼を免許課長に行うこと。

(イ) 免許課長が指示する通知番号、意見の聴取の日時及び場所並びに処分をしようとする理由（累積点数及び前歴回数）を確認の上意見の聴取通知書を 2 部作成し、1 部はその者に交付し、他の 1 部は下部に署名等をさせた上、関係書類とともに免許課長に送付すること。

(ウ) 行政処分決定に必要な関係書類は、交通部長が定める様式の準仮停止関係書類送付書により電話依頼した日から起算して7日以内に免許課長に送付すること。この場合に、二重登録を防止するため、人身事故用行政処分原票、交通切符の取締り原票（6枚目）又は行政処分原票の左上欄余白に（準）と朱書きすること。

(10) 仮免許の取消し（第41条関係）

仮運転免許（以下「仮免許」という。）を受けた者が、令第39条の3各号に規定する仮免許の取消基準に該当する交通事故又は交通違反等をしたときは、仮免許の取消しを行うこととなるので、次の事項に留意し、迅速かつ的確に処理しなければならない。

ア 署長等は、仮免許の取消事案を発見したときは、規程第41条に規定する仮運転免許取消事案発生通報書の記載事項により、速やかに免許課長に電話等により通報すること。

イ 署長等は、免許課長から仮免許の取消し通知を受けたときは、その者の規程第22条に規定する弁明調書を作成の上、仮運転免許取消し処分通知書（規則別記様式第19の4）にその者の住所、氏名、仮免許証の番号、免許の種類及び取消し理由を記載して交付すること。この場合に、規程第41条に規定する仮運転免許取消処分通知書交付簿に登載して、その状況を明らかにしておくこと。

ウ 署長等は、仮運転免許取消し処分通知書を交付したときは、その者から運転免許証等返納書（細則様式第63号）により仮免許証を返納させた上、当該仮免許証に弁明調書を添付して、速やかに免許課長に送付すること。

エ 免許課長は、仮免許の取消事案に該当する者の住所地が、他府県公安委員会の管轄区域に属するときは、当該他府県公安委員会に対し、その者の出頭の日時、場所等について確認した上、署長等に通報するものとする。

(11) 再試験に係る免許の取消し（第41条の2関係）

ア 試験場長は、再試験に係る免許の取消処分を執行したときは、交通部長が定める様式の再試験に係る行政処分処理票を作成し、その処理の経過を明らかにしておくものとする。

イ 試験場長は、法第104条の2の2第3項の規定により処分移送通知書（規則別記様式第19の3の2）を送付するときは、初心運転者講習通知書（規則別記様式第22の11）又は再試験通知書（規則別記様式17の2の2）に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を添付するものとする。

ウ 試験場長は、法第104条の2の2第7項の規定により他府県公安委員会に免許の取消処分を行った旨を通知するときは、交通部長が定める様式の処分通知書に運転免許取消処分書（規則別記様式第19の3の4）、再試験に係る行政処分処理票及び違反外処分・短縮・手配登録票の写しを添付の上、送付するものとする。

エ 試験場長は、他府県公安委員会から処分通知書の送付を受けたときは、処分通知書の通知（交付）年月日を記載した運転免許取消処分書を交付して処分を執行するものとする。

(12) 再試験に係る免許の取消時の教示（第41条の2関係）

試験場長は、再試験の不合格又は再試験を受けなかったことにより免許を取り消された者に対しては、取消時に次に掲げる事項を教示するものとする。

ア 再試験等による取消処分には欠格期間がないこと。

イ 準中型免許を取り消されたときは、6箇月以内であれば、準中型免許にあっては令第34条の5第4号の規定により準中型免許の仮運転免許試験の一部（学科及び技能）が、普通免許にあっては令第34条の5第5号の規定により普通免許の仮運転免許試験の一部（学科及び技能）が免除されること。

ウ 普通免許を取り消されたときは、6箇月以内であれば、令第34条の5第5号の規定により普通免許について仮運転免許試験の一部（学科及び技能）が免除されること。

エ 再試験等により免許を取り消され、前記イにより仮免許を取得した者に対する課程が教習所に設けられており、当該教習所の技能検定に合格すれば、免許試験（本免許試験）の技能試験が免除されること。

オ 同種免許を再取得したときは、再び初心運転者期間の適用があること。

(13) 再試験に係る免許証の作成要領（第41条の2関係）

試験場長は、再試験に係る免許の取消しを受けた者に係る免許証を新たに作成するときは、有効期間欄には返納に係る免許証の有効期間と同一のものを、免許年月日欄には取消しに係る免許以外の免許年月日をそれぞれ記載して、その者を直接撮影する方法により行うものとする。

(14) 若年運転者期間に係る免許の取消し（第 41 条の 2 の 2 関係）

ア 免許課長は、法第 102 条の 3 に規定する若年運転者期間（以下「若年運転者期間」という。）に係る免許の取消処分を執行したときは、交通部長が定める様式の若年運転者期間に係る行政処分処理票を作成し、その処理の経過を明らかにしておくものとする。

イ 免許課長は、法第 104 条の 2 の 4 第 3 項の規定により処分移送通知書（規則別記様式第 19 の 3 の 2 の 2）の送付をするときは、若年運転者講習通知書（規則別記様式第 22 の 11 の 2 の 2）に係る郵便物配達証明書その他通知した事実の証明に必要な資料を添付するものとする。

ウ 免許課長は、法第 104 条の 2 の 4 第 7 項の規定により他都道府県公安委員会に法第 102 条の 3 に規定する特例取得免許（以下「特例取得免許」という。）の取消処分を行った旨の通知をするときは、交通部長が定める様式の特例取得免許処分通知書に運転免許取消処分書（規則別記様式第 19 の 3 の 4 の 2）、若年運転者期間に係る行政処分処理票及び違反外処分・短縮・手配登録票の写しを添付の上、送付するものとする。

エ 免許課長は、他都道府県公安委員会から特例取得免許処分通知書の送付を受けたときは、特例取得免許処分通知書の通知（交付）年月日を記載した運転免許取消処分書を交付して処分を執行するものとする。

(15) 若年運転者期間に係る免許の取消時の教示（第 41 条の 2 の 2 関係）

免許課長は、若年運転者講習を受けなかったこと又は若年運転者講習を終了した後、若年運転者期間が経過するまでの間に、再度令第 37 条の 10 に規定する若年運転者講習の受講基準に該当したことにより特例取得免許を取り消された者に対しては、取消時に次に掲げる事項を教示するものとする。

ア 若年運転者期間に係る免許の取消処分には、欠格期間がないこと。

イ 同種免許を再取得したときは、再び若年運転者期間の適用があること。

(16) 若年運転者期間に係る免許の取消時の免許証の作成要領（第 41 条の 2 の 2 関係）

免許課長は、若年運転者期間に係る免許の取消しを受けた者に係る免許証を新たに作成するときは、有効期間欄には返納に係る免許証の有効期間と同一のものを、免許年月日欄には取消しに係る特例取得免許以外の免許年月日をそれぞれ記載して、その者を直接撮影する方法により行うものとする。

(17) 申請による免許の取消し（第 41 条の 3 関係）

免許課長は、申請による免許の取消しを受けた者に係る免許証を新たに作成する場合は、交付年月日欄には取消しに係る免許と同一の交付年月日を、有効期間欄には取消しに係る免許証の有効期間と同一のものを、免許年月日欄には取消し後になお他の種類の免許を受けているときは取消しに係る免許及び他の種類の免許の年月日のうち先に受けた免許の年月日を、他の種類の免許を受けたい旨の申出があるときは取消しの免許に係る免許年月日をそれぞれ記載して、その者を直接撮影する方法又はその者の規程第 41 条の 3 に規定する運転免許取消登録票に貼り付けた申請用写真を複写撮影する方法により行うものとする。

4 運転経歴証明書（第 4 章の 2 関係）

(1) 運転経歴証明書の作成要領（第 42 条関係）

免許課長は、運転経歴証明書（規則別記様式第 19 の 3 の 10）を作成するときは、次に掲げる要領によるものとする。

ア 「交付」の年月日は、新規交付又は再交付の申請を受理した年月日とすること。

イ 照会番号は、申請の受付に係る 5 けたの一連番号とすること。

ウ 優良等の区分は、申請による免許の取消しを受けた日又は免許が失効した日前 5 年間ににおける自動車等の運転に関する経歴（以下「運転経歴」という。）が、優良運転者として免許の更新をすることとなる運転経歴に該当するときは「1」、一般運転者として免許の更新をすることとなる運転経歴に該当するときは「2」、違反運転者等として免許の更新をすることとなる運転経歴に該当するときは「3」とすること。

エ 写真は、直接撮影する方法又は規程第 42 条に規定する運転経歴証明書交付・再交付・記載事項変更登録票に貼り付けられた申請用写真を複写撮影すること。

オ 免許の種類及び取得年月日は、申請による免許の取消しを受けた日又は免許証の有効期間が満了する日において受けていた免許の種類及び取得年月日とすること。

カ 運転経歴証明書の番号は、原則として免許証番号と同一の番号とすること。

(2) 運転経歴証明書の再交付（第 42 条の 3 関係）

ア 亡（滅）失を理由とするものについては、その状況を明らかにした交通部長が定める様式の運転経歴証明書亡（滅）失理由書を提出させて、交通警察官が事情聴取を行うなど亡（滅）失理由の確認に当たるものとする。

イ 署長は、亡（滅）失の場合又は汚（破）損により運転経歴証明書の記載内容が確認できない場合は、免許課長に電話照会の上、当該記載内容を確認するものとする。

5 照会等（第 7 章関係）

(1) 照会（第 45 条関係）

ア 所属長は、運転者管理システムに対し、免許、一般違反行為、特定違反行為及び行政処分の実態に関する照会の必要があるときは、総務部情報管理課長（照会センター）に照会し、更に補充の照会を必要とするときに免許課長に照会するものとする。

イ 所属長は、前記アの照会の結果、被処分手配者を発見したときは、次に掲げる措置を採るものとする。

（ア）被処分手配者に対して出頭命令の措置を採ったときは、交通部長が定める様式の出頭命令処理簿に所要の事項を記載するとともに、その旨を免許課長に通報すること。

（イ）被処分手配者に対して出頭命令の措置を採ることができなかつたときは、交通部長が定める様式の被処分手配者発見通報書により免許課長に通報すること。

(2) 手配登録等（第 46 条、第 47 条関係）

手配は、所在不明の免許所持者又は盗品等免許証を発見するため、運転者管理システムに対比照合するものであって、規程第 46 条に規定する盗品等免許証手配（解除）連絡書又は規程第 46 条に規定するその他手配（解除）連絡書により当該手配を免許課長に要請するものとする。

6 国外免許証（第 8 章関係）

(1) 国外免許証の交付申請の受理（第 50 条関係）

免許課長は、国外運転免許証（以下「国外免許証」という。）の交付を受けようとする者で、現に受けている免許証の有効期間が 1 年に満たないものについては、次により処理するものとする。

ア 旅券、海外旅行日程表、出張証明書等申請者が外国に渡航する期間を証する書類の提示を求め、免許証の有効期間内に帰国するかどうかを確認すること。

イ 前記アにより確認した結果、免許証の有効期間内に帰国しない者（長期渡航者を除く。）については、規程第 17 条の規定により免許証の特例更新の措置を採ること。

(2) 国外免許証の作成要領（第 51 条関係）

ア 免許課長は、別に定めるところにより国外免許証を作成すること。

イ 免許課長は、交通部長が定める様式の国外免許証用紙受払簿を備え付け、国外免許証用紙の受入れ、使用及び毀損の状況を毎日記載し、常に収支を明確にしておくこと。

(3) 国外免許証の返納（第 52 条関係）

免許課長等は、国外免許証の返納を受けたときは、運転免許証等返納書の返納の理由欄に必要事項を記載すること。

7 雑則（第 11 章関係）

(1) 更新連絡書等の発送停止（第 56 条関係）

免許課長は、規程第 56 条に規定する死亡者通報連絡票による通報を受けたときは、当該死亡者に係る運転免許データを抽出して保存リストを作成の上、これを 6 年間保存するとともに、運転免許マスター及び警察庁運転者管理システムから当該運転免許データを抹消するものとする。この場合において、当該死亡者が他の都道府県公安委員会の管轄区域に住所を有するときは、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に当該死亡者通報連絡票を移送するものとする。

(2) 申請等の拒否の通知等（第 58 条関係）

ア 署長は、受理した申請等について審査した結果、当該申請等を拒否する処分を書面により通知するときは、事前に免許課長又は試験場長に即報するものとする。

イ 前記アの規定により即報を受けた免許課長又は試験場長は、運転免許申請に対する通知書を作成し、署長へ送付するものとする。

ウ 署長は、前記イの規定により運転免許申請に対する通知書の送付を受けたときは、速やかに申請者に交付するものとする。